**生産緑地の追加指定について**

　生産緑地の追加指定をするにあたりまして、ご注意いただきたい点は下記のとおりです。

1. 生産緑地法第１０条の規定による買取りの申出については、原則として当該の農業従事者が従事している全ての生産緑地地区を対象とします。

２．生産緑地法第１０条の規定による買取りの申出のうち、農業従事者の死亡による申出については、原則として農業従事者死亡の日より２年とします。

３．隣地生産緑地の買取申出により地区が分断し、大阪狭山市生産緑地地区の区域の規模に関する条例による面積要件である３００㎡を満たさなくなる場合、その生産緑地地区は廃止とします。

４．１月１日から５月３１日までに指定希望申出があった農地は、原則当該年中に生産緑地地区の指定手続きを行い、原則翌年から生産緑地としての固定資産税評価になります。６月１日から１２月３１日までに指定希望申出があった農地は、原則翌年中に生産緑地地区の指定手続きを行い、原則翌々年から生産緑地としての固定資産税評価となりますのでご注意ください。固定資産税評価の内容については、税務グループでご確認ください。

　　年　　月　　日

上記の説明を了承いたしました。

住　所

（指定希望申出者）

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞